

受診されるみなさまへお知らせ

2020年(令和2年)4月の診療報酬改定により、200床以上の地域医療支援病院では、紹介状をお持ちでない場合、ご負担いただく医療費とは別に、**初診時選定療養費・再診時選定療養費**の徴収が義務づけられました。
当院では**令和2年10月1日(木)**より開始いたします。

初診時選定療養費

他の医療機関からの紹介状を持参せずに受診された場合

令和2年10月1日より

5,500円(税込)

再診時選定療養費

当院担当医師より他医療機関へ紹介の申し出があった後も、当院での診療をご希望される場合。

令和2年10月1日より

2,750円(税込)

徴収の対象とならない場合

- 救急車で来院し、緊急な診療を必要とする方
- 国の公費負担医療制度の受給者の方 等

ご理解の程、よろしく申し上げます。

初診時・再診時選定療養費 Q&A

● 初診時選定療養費・再診時選定療養費とは？

医療機関の機能分担の推進を目的として、厚生労働省により定められた制度です。高度及び専門的な医療を行う医療機関において、かかりつけ医からの紹介状を持たずに受診される患者に対して診療費とは別に自費負担をお支払いいただくことが義務づけられています。令和2年度診療報酬改定において、200床以上の地域医療支援病院も制度の対象に含まれたため、当院でもご負担していただくことになりました。

● 初診時・再診時選定療養費はどのような場合、お支払い頂くのか？

【初診時選定療養費】

他の医療機関からの紹介状を持参せずに受診された初診の方にお支払い頂きます。

【再診時選定療養費】

他の医療機関へ当院より紹介状が出ているが、患者の判断で紹介先医療機関を受診していない方又は紹介先医療機関への通院を自己中断して当院来院した方にお支払い頂きます。

ただし、厚生労働省の定めにより対象外になる場合が決められており、該当する場合はお支払い頂けません。

● 厚生労働省により定められている対象外となる方について

定められている対象外となる方は、以下に該当する方々になります。

- ① 救急車で来院された方、緊急で受診することが望ましい方
- ② 夜間・休日に救急外来を受診された方
- ③ 受診の結果、入院された方。
- ④ 公費負担医療制度の受給対象となっている方(福祉医療は除く)
- ⑤ 労働災害、公務災害、交通事故、自費診療で受診されて方

● 対象外となる公費負担医療制度とは？

国の法律に基づく公費負担医療制度である、特定疾患や自立支援、肝炎治療特別促進事業などが該当します。また県単独事業における障害者医療も該当になります。

なお、乳幼児医療、ひとり親家庭等医療、こども医療などの医療費無料化制度は、厚生労働省が定める対象外となる要件に該当しないため、選定療養費はお支払いいただきます。